(d) 計画の実施のために供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に関し、計画の実施に従事する日本国民である被用者に対してフィリピン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(2) 前記の租税負担に関連して、フィリピン共和国政府又はその実施機関は、前記の財政課徴金、関税、租税及びその他同様の課徴金の精算又は支払に責任を持つ。

8 フィリピン共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a) 借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b) 借款に基づく施設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びフィリピン共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9 (1) フィリピン共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a) 計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b) 計画に関連するその他の情報

(2) 両政府は、(1)に規定する情報及び資料に基づいて、共同して借款の使用を随時検討し、必要に応じ、借款の効果的な使用を確保するために適当な措置をとる。ＪＩＣＡは、その検討に参加するよう招かれる。

10 両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11 付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をフィリピン共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年三月二十五日にマニラで

フィリピン共和国駐在
日本国特命全権大使　卜部敏直

フィリピン共和国
外務大臣　アルバート・デル・ロサリオ閣下

付表

（供与限度額）

1 マニラ首都圏大量旅客輸送システム拡張計画　四百三十二億五千二百万円

2 新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全計画　百七億八千二百万円

総　額　五百四十億三千四百万円

（フィリピン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をフィリピン共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年三月二十五日にマニラで

フィリピン共和国
外務大臣　アルバート・デル・ロサリオ

フィリピン共和国駐在
日本国特命全権大使　卜部敏直閣下

○外務省告示第百三十七号

平成二十六年三月三十一日にリマで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がペルー共和国政府との間に行われた。

平成二十六年四月十六日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、ペルー共和国政府による災害の危険度に応じた管理の能力を高めるための努力を促進することに特に焦点を合わせつつ、ペルー共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とペルー共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1 百億円（一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、災害復旧スタンド・バイ借款として、災害の危険度に応じた管理計画（以下「計画」という。）においてペルー共和国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ペルー共和国政府に供与されることになる。

2 (1) 借款は、ペルー共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a) 償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b) 利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c) 支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後三年とする。

3 (1) 借款は、ペルー共和国政府の権限のある当局が既に行ったか又は将来行う支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2) (1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

4 ペルー共和国政府は、ペルー共和国政府の名義で開設される勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をペルーの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、ペルー共和国政府による計画の実施を支援するために使用される。

5 ペルー共和国政府は、借款に基づく生産物又は役務の調達がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って実施されることを確保する。

6 ペルー共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7 ペルー共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してペルー共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

8 ペルー共和国政府は、借款が適正にかつ専ら3(1)に規定する支出のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

9 (1) ペルー共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a) 借款の使途及び計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b) 借款及び計画に関連するその他の情報

(2) 両政府は、(1)に規定する情報及び資料に基づいて、共同して借款の使用及び計画の実施の進捗状況を随時検討し、必要に応じ、計画の効果的かつ円滑な実施及び借款の適正な使用を確保するために適当な措置をとる。ＪＩＣＡは、その検討に参加するよう招かれる。